第二条中「第二十二条第一項第一号及び第二号に該当する」を「第二十二条第一項に規定する」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「前条第一号ロに該当し」を「施行規則第二十二条第一項に規定する事業主であって」に、「特別重度障害者等」を「施行規則第二十二条第一項第一号に規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）のうち、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）に入所しているもの、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（機構が別に定めるものを除く。）を利用している精神障害者及び職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの」に改め、同号を同条第二号とする。

○厚生労働省告示第百十四号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、保険料を追納する場合に納付すべき額を次のとおり告示する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に、平成十三年四月から平成二十一年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第八十九条、第九十条第一項、第九十条の三第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十三年四月に平成二十一年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

二　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十一年三月までの各月分に係る法第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十三年四月に平成二十一年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に、平成十四年四月から平成二十一年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十三年四月に平成二十一年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十一年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十三年四月に平成二十一年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

別表第一

平成十三年四月から平成十四年三月までの月分	一五、三五〇円
平成十四年四月から平成十五年三月までの月分	一四、七六〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	一四、五四〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	一四、三四〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	一四、三八〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	一四、四四〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一四、四七〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一四、五八〇円

別表第二

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	一〇、八三〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一〇、八四〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一〇、九四〇円

別表第三

平成十四年四月から平成十五年三月までの月分	七、三八〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	七、二七〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	七、一七〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	七、一九〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	七、二二〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	七、二三〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	七、二九〇円

別表第四

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	三、六一〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	三、六一〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	三、六四〇円

○厚生労働省告示第百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

表に次のように加える。

基準永住帰国日が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間にある者	一一、三〇〇円

○厚生労働省告示第百十六号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫